

第121期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2024年6月25日（火曜日）

午前10時

開催場所

山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

当行本店7階講堂

「ネットで招集」で議決権行使が簡単・便利に



招集ご通知をスマートフォン・タブレット端末・
パソコンからもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8360/>



詳細は5頁をご覧ください。

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりました
お土産は、取りやめさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



山梨中央銀行

THE YAMANASHI CHUO BANK

証券コード：8360

目 次

第121期定時株主総会招集ご通知…………… 1

電磁的方法（インターネット等）による
議決権行使のご案内…………… 3

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件…………… 6

第2号議案 取締役9名選任の件…………… 7

第3号議案 監査役5名選任の件……………14

第121期事業報告……………22

計算書類……………38

連結計算書類……………40

監査報告書……………42

株主総会会場ご案内図

証券コード 8360

2024年6月3日

(電子提供措置の開始日 2024年5月23日)

株 主 各 位

山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

株式会社 **山梨中央銀行**

代表取締役頭取 古 屋 賀 章

第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当行第121期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

https://www.yamanashibank.co.jp/investor/stock_bond/generalmeeting.html

山梨中央銀行



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東京証券取引所



上記ウェブサイトにアクセスして、当行名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号 当行本店7階講堂
3. 目的事項

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役5名選任の件 |

1. 第121期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第121期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

4. 議決権行使について

株主総会ご出席による 議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただき、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
2024年6月25日(火)
午前10時

郵送による議決権行使 の場合



同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限
2024年6月24日(月)
午後5時到着分まで

電磁的方法（インターネット等） による議決権行使の場合



議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限
2024年6月24日(月)
午後5時まで

詳細は3頁から5頁をご覧ください。

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）双方で重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎ 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当行定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 事業報告の「当行の現況に関する事項」の一部、「会社役員（取締役及び監査役）に関する事項」の一部、「当行の株式に関する事項」、「当行の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン等をご使用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止いたします。）

電磁的方法（インターネット等）による
議決権行使期限

2024年6月24日（月）午後5時まで

！ ご注意事項

- 議決権行使書面とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、内容および到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたしますのでご了承ください。
- インターネット等による議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、パソコン、スマートフォン等により重複して議決権行使をなされた場合も、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- パソコン、スマートフォン等による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通話料等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。
詳細につきましては、ヘルプデスクにお問い合わせください。

議決権行使サイトの操作方法等
に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）受付時間：9：00～21：00

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまにおかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、インターネット等による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

1 議決権行使書用紙右側に記載のQRコードを読み取ってください。



お手持ちのスマートフォン等にて、「議決権行使書」右側に表示されている「ログイン用QRコード」を読み取り、サイトにアクセスしてください。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案賛否方法の選択画面が表示されますので、議決権行使方法を選んでください。

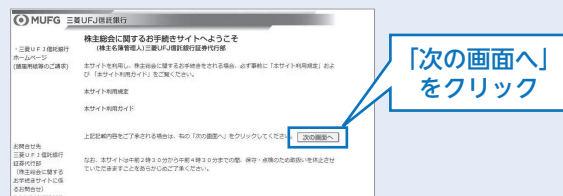


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

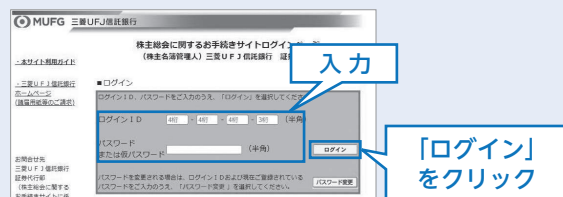
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙右側に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

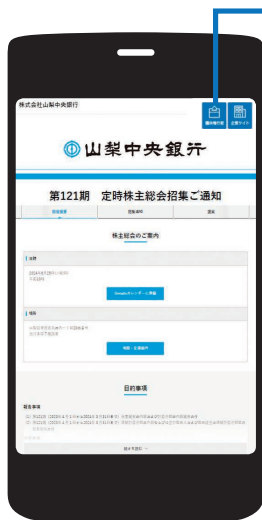
「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/8360/>

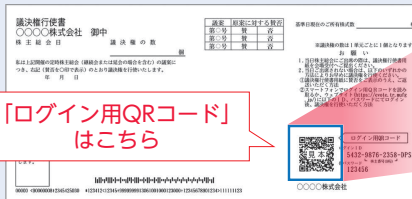


招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
スマートフォン・タブレット端末・パソコンからいつでもどこからでもご覧いただけます。



POINT 1 議決権行使サイトへ簡単アクセス

- こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書用紙（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りください。
- 「移動」を選択した場合、議決権行使サイトへアクセスいたします。



スマートフォン等での議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**です。

同封の議決権行使書用紙（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

POINT 2 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。



POINT 3 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。

皆さまのインターネットによる議決権行使が地域の自然環境保全につながります。

「ネットで招集」を含め、インターネットにより議決権を行使いただいた場合に削減される郵送料相当額等を、地域の植樹活動とその育成費として、認定NPO法人環境リレーションズ研究所*に寄付させていただきます。地域の自然環境保全につながるインターネット議決権行使をぜひご利用ください。

※認定NPO法人環境リレーションズ研究所は、少子高齢化の進む全国各地の被災林や開発跡地など、森をつくるべき場所に樹を植える活動「Present Tree」を運営しております。(https://presenttree.jp/)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を維持するため適正な内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案し、株主の皆さまへの利益還元を図るため、1株につき31円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期に比べ11円増配の1株につき56円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金31円

総額 966,670,365円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月26日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		性 別	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	再任	せき 関 光良	男性	取締役会長	13回/14回 (92%)
2	再任	ふる や 古屋 賀章	男性	取締役頭取	14回/14回 (100%)
3	再任	やま であら 山寺 雅彦	男性	専務取締役	14回/14回 (100%)
4	再任	さ とう 佐藤 秀樹	男性	常務取締役	11回/11回 (100%)
5	再任	ない とう 内藤 哲也	男性	常務取締役	11回/11回 (100%)
6	新任	か とう こういちろう 加藤 耕一郎	男性	常務執行役員	—
7	再任	ます かわ 増川 道夫	男性	社外取締役 独立役員	14回/14回 (100%)
8	再任	か の り よ 加野 理代	女性	社外取締役 独立役員	14回/14回 (100%)
9	再任	いち かわ み き 市川 美季	女性	社外取締役 独立役員	14回/14回 (100%)

候補者
番号

1

せき
関

みつ よし
光良

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 当行入行
1998年6月 当行営業本部営業統括部営業開発グループ主任調査役
1999年6月 当行めじろ台支店長
2001年11月 当行経営企画部部長代理兼企画課長
2002年10月 当行経営企画部副部長兼企画課長
2004年8月 当行経営企画部副部長
2005年6月 当行営業本部営業統括部長
2005年7月 当行執行役員営業本部営業統括部長
2007年6月 当行取締役リスク統括部長
2008年3月 当行取締役人事部長

2009年6月 当行常務取締役経営企画部長
2011年6月 当行専務取締役
2017年6月 当行取締役頭取 監査担当
2023年6月 富士急行株式会社監査役（社外監査役）
現在に至る
2023年6月 当行取締役会長
現在に至る
2023年12月 やまなし未来インベストメント株式会社代表取締役社長
現在に至る

■ 生年月日

1953年9月19日生

■ 所有する当行の株式の数

45,900株

■ 取締役候補者としての理由等

同氏は、当行の営業統括部門、経営企画部門、経営管理部門、人事部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2007年6月から取締役、2017年6月から取締役頭取、2023年6月から取締役会長を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2

ふる や
古屋

よし あき
賀章

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当行入行
2006年12月 当行経営企画部企画課主任調査役
2007年6月 当行営業統括部営業推進企画課長
2010年10月 当行営業統括部副部長兼営業推進企画課長
2011年6月 当行営業統括部副部長兼営業戦略課長
2014年6月 当行営業統括部副部長
2015年6月 当行営業統括部長
2015年7月 当行執行役員営業統括部長

2017年6月 当行執行役員貢川支店長
2019年6月 当行執行役員東京支店長
2019年6月 当行取締役東京支店長
2020年6月 当行常務取締役東京支店長
2021年6月 当行専務取締役 人事・経営管理担当
2022年6月 当行専務取締役 人材・経営管理担当
2023年6月 当行取締役頭取 監査担当
現在に至る

■ 生年月日

1963年12月19日生

■ 所有する当行の株式の数

27,469株

■ 取締役候補者としての理由等

同氏は、当行の経営企画部門、営業統括部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2019年6月から取締役、2023年6月から取締役頭取を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番 号

3

やま でら
山寺

まさ ひこ
雅彦

再 任



■ 生年月日

1963年12月26日生

■ 所有する当行の株式の数

23,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行
2009年4月 当行人事部人事厚生課主任調査役
2011年6月 当行人事部人事厚生課長
2013年6月 当行人事部副部長兼人事厚生課長
2015年6月 当行城南支店長
2017年6月 当行営業統括部長
2017年7月 当行執行役員営業統括部長
2019年6月 当行取締役八王子支店長兼西東京
コンサルティング営業部長
2020年6月 当行取締役八王子支店長

2021年6月 当行常務取締役 営業統括・営業
推進企画・コンサルティング営業
・西東京コンサルティング営業
担当
2022年6月 当行常務取締役 地区本部・営業
統括・コンサルティング営業・東
京推進・地方創生推進担当
2023年6月 当行専務取締役 人財・経営管理
担当
現在に至る

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の人事部門、営業統括部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2019年6月から取締役、2023年6月から専務取締役を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番 号

4

さ とう
佐藤

ひで き
秀樹

再 任



■ 生年月日

1963年8月16日生

■ 所有する当行の株式の数

13,601株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行
2009年4月 当行融資審査部企業支援課主任審
査役
2009年7月 当行融資審査部企業支援課長
2012年4月 当行融資審査部副部長兼企業支援
課長
2014年1月 当行武田通支店長
2015年6月 当行石和支店長
2017年6月 当行融資審査部長
2018年7月 当行執行役員融資審査部長

2021年6月 当行常務執行役員本店営業部長
2022年6月 当行常務執行役員本店地区本部長
兼本店営業部長
2023年6月 当行常務取締役 融資審査・
総合事務・システム統括・
ビジネスサポート担当
現在に至る

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の融資審査部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2021年6月から常務執行役員、2023年6月から常務取締役を務め、当行の重要な業務執行に関する豊富な経験を有しております。よって、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等の役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

5

ないとう
内藤

てつや
哲也

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行
2009年7月 当行融資審査部融資審査企画課長
2012年11月 当行県庁支店長
2014年1月 当行吉田支店上席副支店長
2015年6月 当行本店営業部副部長兼融資課長
2018年5月 当行本店営業部副部長兼得意先課長兼融資課長
2018年6月 当行南支店長兼住吉支店長
2019年6月 当行経営企画部長
2019年7月 当行執行役員経営企画部長

2021年6月 当行常務執行役員東京支店長
2022年6月 当行常務執行役員東京第一地区本部長兼東京支店長
2023年6月 当行常務取締役 地区本部・営業統括・コンサルティング営業・東京推進・地方創生推進担当
現在に至る

■ 生年月日

1964年12月16日生

■ 所有する当行の株式の数

9,692株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の融資審査部門、経営企画部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2021年6月から常務執行役員、2023年6月から常務取締役を務め、当行の重要な業務執行に関する豊富な経験を有しております。よって、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等の役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

6

かとう
加藤

こういちろう
耕一郎

新任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 当行入行
2011年5月 当行融資審査部企業支援課主任調査役
2014年1月 当行秘書室長
2019年6月 当行南支店長兼住吉支店長
2021年6月 当行人事部長

2021年7月 当行執行役員人事部長
2022年6月 当行執行役員人財部長
2023年6月 当行執行役員東京第二地区本部長
2023年6月 当行常務執行役員東京第二地区本部長
現在に至る

■ 生年月日

1965年10月1日生

■ 所有する当行の株式の数

4,960株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の融資審査部門、秘書部門、人事部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2021年7月から執行役員、2023年6月から常務執行役員を務め、当行の重要な業務執行に関する豊富な経験を有しております。よって、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等の役割が果たされることを期待し、新任の取締役候補者とするものであります。



■ 生年月日

1952年9月16日生

■ 所有する当行の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 日本銀行入行
1999年11月 同行甲府支店長
2006年8月 同行金融機構局審議役
2008年5月 同行文書局長
2009年4月 同行監事
2013年6月 一般社団法人C R D協会代表理事
2014年5月 DCMホールディングス株式会社
取締役（社外取締役）
現在に至る

2014年6月 一般社団法人C R D協会代表理事
会長
2015年2月 金谷ホテル株式会社取締役（社外
取締役）
2015年6月 当行取締役（社外取締役）
現在に至る
2023年6月 一般社団法人C R D協会顧問
現在に至る
〔重要な兼職の状況〕
—

■ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割等

同氏には、日本銀行の支店長等の経験を通じて培った金融面における高度な専門性および豊富な知識と実務経験に基づく視点から、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を期待しております。2015年6月から社外取締役を務め、その期待する役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会会員）
田辺総合法律事務所入所
現在に至る

2014年4月 日本中央競馬会入札監視委員会委員
現在に至る

2014年8月 内閣府障害者政策委員会委員
現在に至る

2015年6月 当行取締役（社外取締役）
現在に至る

2017年2月 厚生労働省援護審査会委員
現在に至る

2019年6月 KDDI株式会社取締役（社外取締役）

2021年4月 国立研究開発法人国立がん研究センターがんゲノム情報管理センター情報利活用審査会委員
現在に至る

2023年12月 国立研究開発法人日本医療研究開発機構AMEDデータ利用審査会構成員
現在に至る

〔重要な兼職の状況〕
—

■ 生年月日

1966年5月11日生

■ 所有する当行の株式の数

1,500株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割等

同氏には、弁護士としての専門的知識および豊富な経験を活かした視点から、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を期待しております。2015年6月から社外取締役を務め、その期待する役割を十分に果たしております。よって、会社の経営に直接関与したことはありませんが、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 山梨県庁入庁
2014年4月 同庁企画県民部県民生活男女参画課長
2016年4月 同庁森林環境部森林環境総務課長
2017年4月 同庁観光部次長
2018年4月 同庁エネルギー局長（企業局長兼任）
2020年6月 当行取締役（社外取締役）
現在に至る
2022年5月 公益財団法人長田ふるさと財団監事
現在に至る
2022年7月 山梨県立博物館運営委員会委員
現在に至る

2023年4月 山梨県個人情報保護審議会委員
現在に至る
〔重要な兼職の状況〕
—

■ 生年月日

1959年9月29日生

■ 所有する当行の株式の数

1,900株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割等

同氏には、地方行政に関する豊富な経験および山梨県の幹部職員として培われた幅広い知見に基づく視点から、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を期待しております。2020年6月から社外取締役に務め、その期待する役割を十分に果たしております。よって、会社の経営に直接関与したことはありませんが、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。

(注) 1. 各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役としての独立性について

(1) 取締役候補者 増川道夫氏、加野理代氏および市川美季氏とは通常の預金取引があります。

(2) 上記(1)以外の事項は、本招集ご通知36頁～37頁、事業報告「3. 社外役員に関する事項」に記載しております。

3. 当行は、増川道夫氏、加野理代氏および市川美季氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負う契約を締結しておりますが、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

4. 当行は、当行、取締役、監査役、常務執行役員、執行役員、管理職従業員を被保険者として、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2024年9月更新の予定であります。

各取締役候補者が選任された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者となります。

(1) 填補対象および免責事由

被保険者が、その職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。

(2) 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は、全額当行が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

第3号議案 監査役5名選任の件

監査役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性 別	現在の当行に おける地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
1	再任 浅井 仁広	男性	常勤監査役	14回/14回 (100%)	11回/11回 (100%)
2	新任 田中 教彦	男性	常務取締役	—	—
3	再任 永原 義之 社外監査役 独立役員	男性	社外監査役	14回/14回 (100%)	11回/11回 (100%)
4	再任 水谷 美奈子 社外監査役 独立役員	女性	社外監査役	13回/14回 (92%)	10回/11回 (90%)
5	新任 八巻 佐知子 社外監査役 独立役員	女性		—	—

（注）田中教彦氏は、当行常務取締役として、2023年度中の取締役会には14回中13回（92%）出席しております。

候補者
番号

1

あさ い
浅井

きみ ひろ
仁広

再任



■ 生年月日

1961年8月1日生

■ 所有する当行の株式の数

12,112株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年4月 当行入行
2004年8月 当行経営企画部主計グループ主任
調査役
2007年6月 当行経営企画部主計課長兼収益
管理課長
2008年1月 当行経営企画部主任調査役兼主計
課長兼収益管理課長
2008年2月 当行経営企画部副部長兼主計課長
兼収益管理課長
2008年9月 当行経営企画部副部長兼主計課長
2011年6月 当行経営企画部副部長

2013年6月 当行経営企画部広報C S R室長
2013年7月 当行執行役員経営企画部広報
C S R室長
2016年6月 当行執行役員総務部長
2016年6月 当行取締役総務部長
2017年6月 当行取締役経営企画部長
2019年6月 当行常務取締役 経営企画・総
務・市場国際担当
2020年6月 当行常勤監査役
現在に至る

■ 監査役候補者としての理由等

同氏は、当行の経営企画部門、総務部門に携わる等幅広い知見と財務および会計に関する相当程度の専門知識を有するほか、常務取締役として当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を担ってきた経験を有しております。よって、当行の経営全般の監視と有効な助言等の役割が果たされることを期待し、監査役候補者とするものであります。

なお、当行監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

2

た なか
田中

のり ひこ
教彦

新任



■ 生年月日

1962年10月30日生

■ 所有する当行の株式の数

20,649株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年4月 当行入行
2004年12月 当行融資審査部審査企画グループ
主任調査役
2007年6月 当行融資審査部審査企画課長
2008年8月 当行融資審査部部長代理
2010年4月 当行融資審査部副部長
2012年11月 当行融資審査部副部長兼融資審査
企画課長
2014年6月 当行融資審査部副部長
2015年6月 当行システム統括部長
2015年7月 当行執行役員システム統括部長

2017年6月 当行取締役システム統括部長
2019年6月 当行常務取締役 融資審査・
事務統括・システム統括・業務集
中担当
2020年6月 当行常務取締役 経営企画・
総務・市場国際担当
現在に至る

■ 監査役候補者としての理由等

同氏は、当行の融資審査部門、システム統括部門に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、常務取締役として当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を担ってきた経験を有しております。よって、当行の経営全般の監視と有効な助言等の役割が果たされることを期待し、新任の監査役候補者とするものであります。



■ 生年月日

1952年3月27日生

■ 所有する当行の株式の数

0株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1974年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1997年6月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）浦田支店長
1998年11月 同行新橋東支店長
2000年4月 同行商業銀行ディビジョン業務推進部長兼業務推進第一部長
2001年4月 株式会社三井住友銀行コンシューマー営業部長
2001年10月 同行日本橋東法人営業第一部長
2002年7月 同行日本橋東法人営業部長
2003年6月 同行執行役員個人部門副責任役員
2005年6月 同行常任監査役

2006年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社（現三井住友DSアセットマネジメント株式会社）取締役会長
2013年1月 室町建物株式会社特別顧問
2013年4月 国民年金基金連合会理事長
2020年6月 当行社外監査役
現在に至る

〔重要な兼職の状況〕

—

■ 社外監査役候補者とした理由等

同氏は、長年にわたり金融業界に携わられた豊富な経験や企業経営に関する幅広い知見を有しております。よって、社外監査役として当行の経営全般の監視と有効な助言等の役割が果たされることを期待し、社外監査役候補者とするものであります。

なお、当行社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1995年4月 大坪正典税理士事務所入所
1998年6月 石渡・西村・中根共同事務所（現
Moore至誠税理士法人）入社
1998年10月 税理士登録
2011年9月 東京共同会計事務所入社
2013年4月 清新税理士法人（現Moore至
誠税理士法人）入社

2016年9月 Moore至誠税理士法人社員
2020年6月 当行社外監査役
現在に至る

2023年9月 Moore至誠税理士法人代表社員
現在に至る
〔重要な兼職の状況〕
Moore至誠税理士法人代表社員

■ 生年月日

1969年9月24日生

■ 所有する当行の株式の数

300株

■ 社外監査役候補者とした理由等

同氏は、税理士として培われた専門的な知見や豊富な経験等を有しております。よって、会社の経営に直接関与したことはありませんが、社外監査役として当行の経営全般の監視と有効な助言等の役割が果たされることを期待し、社外監査役候補者とするものであります。

なお、当行社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。

候補者
番号

5

や ま き さ ち こ
八巻 佐知子

新任

社外監査役

独立役員



■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

2002年10月 東京地方検察庁入庁
2003年4月 さいたま地方検察庁
2003年7月 同庁 退庁
2006年4月 弁護士登録
八巻法律事務所入所
現在に至る
2016年4月 国立大学法人山梨大学非常勤監事
現在に至る
2017年6月 株式会社エヌ・モト取締役（監査等
委員）
現在に至る
2019年6月 公益財団法人リヴィーズ非常勤監事
現在に至る
2019年10月 甲府家庭裁判所家事調停委員
現在に至る

2019年12月 一般社団法人大学アライアンスや
まなし非常勤監事
現在に至る
2022年4月 公立大学法人山梨県立大学経営審
議会委員
現在に至る
2023年6月 山梨県子ども支援委員会委員
現在に至る
2024年4月 学校法人山下学園非常勤監事
現在に至る
2024年4月 山梨県弁護士会副会長
現在に至る

（重要な兼職の状況）

—

■ 生年月日

1978年11月16日生

■ 所有する当行の株式の数

0株

■ 社外監査役候補者とした理由等

同氏は、弁護士として培われた専門的な知見や豊富な経験等を有しております。よって、会社の経営に直接関与したことはありませんが、社外監査役として当行の経営全般の監視と有効な助言等の役割が果たされることを期待し、新任の社外監査役候補者とするものであります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出る予定であります。

（注）1. 各監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役としての独立性について

（1）監査役候補者 永原義之氏、水谷美奈子氏および八巻佐知子氏とは通常の預金取引があります。

（2）上記（1）以外の事項は、本招集ご通知36頁～37頁、事業報告「3. 社外役員に関する事項」に記載しております。

3. 当行は、永原義之氏および水谷美奈子氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負う契約を締結しておりますが、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

また、八巻佐知子氏が社外監査役に選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当行は、当行、取締役、監査役、常務執行役員、執行役員、管理職従業員を被保険者として、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2024年9月更新の予定であります。

各監査役候補者が選任された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者となります。

（1）填補対象および免責事由

被保険者が、その職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。

（2）被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は、全額当行が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(ご参考)

＜社外役員の独立性に関する判断基準＞

当行の社外取締役または社外監査役(以下、併せて「社外役員」という)が次の各項目の要件全てに該当しない場合、当該社外役員は当行に対する独立性を有すると判断いたします。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額(※1)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう)
- (4) 当行の主要株主(※2)またはその業務執行者
- (5) 最近(※3)において上記(1)から(4)に該当していた者
- (6) 次のA. からD. に掲げる者(重要(※4)でない者を除く)の近親者(※5)
 - A. 上記(1)から(5)に該当する者
 - B. 当行のグループ会社の業務執行者
 - C. 当行のグループ会社の業務執行者でない取締役
 - D. 最近においてB.、C. または当行の業務執行者もしくは業務執行者でない取締役に該当していた者

※1. 「多額」：過去3年平均で、年間10百万円を超える金額をいう。

※2. 「主要株主」：当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主をいう。

※3. 「最近」：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点などをいう。

※4. 「重要」：業務執行者については役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所に所属する者については公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

※5. 「近親者」：二親等以内の親族をいう。

【ご参考】株主総会後の取締役会構成メンバーのスキル・マトリックス

第2号議案「取締役9名選任の件」および第3号議案「監査役5名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合の当行取締役会構成メンバーのスキル・マトリックスは、次のとおりとなります。

本マトリックスにつきましては、当行の経営理念（「地域密着と健全経営」）およびマテリアリティ等を踏まえて、取締役会として備えるべきスキルを選定いたしました。当行は、多様なスキルや専門性を有するメンバーにより取締役会を構成しております。

氏名（属性）		企業経営	地方創生	人財戦略・ ダイバーシティ	法務・ リスク管理	財務・会計	DX・ システム	営業・ コンサル	企業審査・ 調査	市場運用	金融 (社外役員のみ)
取締役	関 光良	●	●		●					●	
	古屋 賀章	●		●	●		●				
	山寺 雅彦	●	●	●				●			
	佐藤 秀樹						●	●	●		
	内藤 哲也		●					●	●		
	加藤 耕一郎			●				●	●		
	増川 道夫 社外	●				●					●
	加野 理代 社外			●	●						
	市川 美季 社外		●	●							
監査役	浅井 仁広				●	●				●	
	田中 教彦					●	●		●	●	
	永原 義之 社外	●								●	●
	水谷 美奈子 社外					●		●			
	八巻 佐知子 社外			●	●						

※上記のマトリックスは、各氏が有するすべての専門性・経験を表すものではありません。各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を1人あたり最大4つ記載しております。

＜経営理念およびマテリアリティとスキル項目との関係＞

経営理念 マテリアリティ・テーマ等			スキル項目									
			企業 経営	地方 創生	人財 戦略・ ダイバ ーシテ ィ	法務・ リスク 管理	財務・ 会計	DX・ シス テム	営業・ コン サル	企業 審査・ 調査	市場 運用	金融 (社外 役員の み)
マ テ リ ア リ テ ィ	E	豊かな自然環境の維持と 将来への継承	◎	◎								
	S	さまざまな連携強化と地 域経済の活力向上		◎					◎			
		DXの実現と地域社会の デジタル化						◎	◎			
		質の高いUI/UXを 通じた共通価値の創造							◎			
		多様な人財の成長と 活躍を支える組織づくり			◎							
	G	コーポレート・ガバナン スとコンプライアンスの 強化	◎			◎	◎	◎		◎	◎	◎
当行の経営理念である「地域密着と健全経営」は、全てのスキル項目と関連しております												

以 上

第121期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行は、山梨県及び東京地区を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、国債等公共債・投資信託・保険の窓口販売業務及び各種コンサルティング業務などを通じ、地域の皆さまに多様な金融商品やサービスを提供しています。

② 金融経済環境

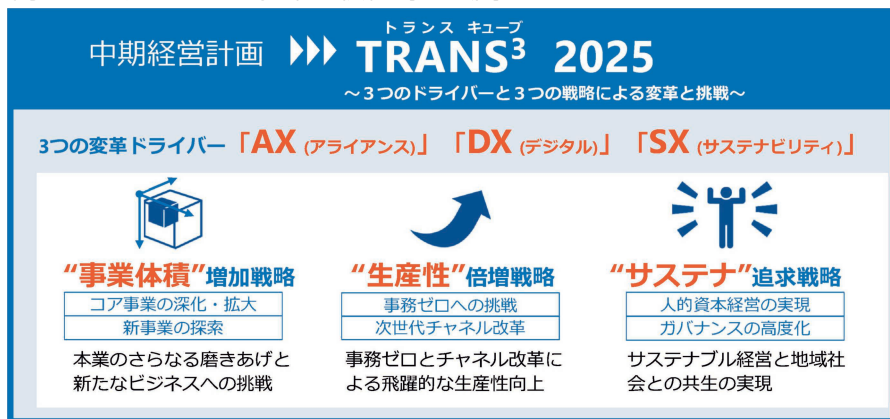
2023年度のわが国経済は、欧州や中国を中心とした海外経済の減速や資源価格・物価の高止まりなどの下押し圧力がみられましたが、コロナ禍を経て社会経済活動が正常化へ向けた軌道に乗るなか、各種政策の効果や雇用・所得環境の改善もあり、緩やかな回復基調で推移しました。しかし、足元では、物価高による消費の伸び悩みもあり、回復の動きに足踏みがみられました。

山梨県経済は、コロナ禍の影響が和らぐなかで、サービス消費を中心とした個人消費や、インバウンド需要が増加している観光関連において改善の動きが強まるなど、持ち直しの動きがみられました。しかし、年度後半は、物価高に対する生活防衛意識の高まりから個人消費に一服感が窺われました。また、機械工業が在庫調整の長期化の影響もあり減産傾向で推移したほか、設備投資や住宅投資で慎重姿勢が続くなど、全体としては力強さを欠きました。

金融面では、為替相場は、日米金利差の影響などにより円安傾向で推移し、年度末は151円台まで下落しました。日経平均株価は、好調な企業業績などを背景に、年度末近くには4万円を突破して史上最高値を更新しました。国内長期金利は、秋口に日本銀行の金融政策の運用見直しに伴い一時は1%近くまで上昇しましたが、その後は低下基調をたどり、マイナス金利解除の影響も限定的な範囲にとどまりました。

③ 事業の経過及び成果

このような金融経済環境のなか、中期経営計画「TRANS³ 2025」（2022年4月～2025年3月）の中間年度にあたり、「3つの変革ドライバー（AX・DX・SX）」と3つの基本戦略による変革と挑戦」の実現に向けて、次のような施策を積極的に展開しました。



＜“事業体積” 増加戦略＞

●コア事業の深化・拡大

(Yamanashi Policy)

地域社会や地元企業の持続的な発展に貢献するため、当行グループが有する知見やネットワークを活かし、お客さまのニーズやライフステージに応じた最適な各種コンサルティングの提供に努めました。

特に、少子高齢化の進展に伴う「人手不足」、世界的な原材料価格の上昇や円安による「エネルギーを含む物価の高騰」、技術革新や生産性向上へ向けた「DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現」など環境変化への対応に加え、創業・成長・再生・事業承継などのさまざまなステージにおける経営課題への解決支援を通じたお客さまの企業価値向上に取り組みました。

(Tokyo Policy)

・ウェルス層や商流を捉えた営業への取り組み

都心部を主たる営業エリアとする東京第一地区では、東京推進部と連携し、従来から関係構築に努めてきた富裕層との人脈を活用したウェルスマネジメント関連の融資案件の組成や、商流の川上に位置する事業者への営業活動を通じた取引基盤の拡大などに取り組みました。

また、多摩エリアを主たる営業エリアとする東京第二地区では、長期にわたり深耕してきた営業基盤においてさらなる取引の積上げを図るとともに、税理士事務所など協業パートナーとの連携を通じ、新たな取引先の開拓・深耕に取り組みました。

・山梨と東京をつなぐ取組み

山梨県内はもとより東京都内に広く営業展開する金融機関として、山梨の魅力やポテンシャルに共感いただける都内の企業や投資家の県内誘致を進める一方、県内のお客さまの紹介や販路拡大支援などにより、山梨と東京をつなぐ活動に取り組みました。

(Common Policy)

さまざまな環境変化やお客さまのニーズが多様化するなかにあっては、個々の課題に応じた金融支援が不可欠であることから、プロジェクトファイナンスや不動産ノンリコースローン、LBOローンなどのオーダーメイド型の融資案件組成にも積極的に取り組みました。

(Market Policy)

有価証券運用においては、中長期的な視点で設定した基本ポートフォリオをもとに、市場局面分析や個別資産分析などを活用して機動的に資産配分を変更することにより、安定した収益の確保とポートフォリオの質の向上に努めました。

(住宅取得ニーズへの対応)

個人のお客さま向け商品を取扱うライフスクエアへ専門スタッフを配置するとともに、商品性の改善や審査スピードの向上を図るなど、お客さまの住宅ニーズに対するサポートの充実と利便性の向上に努めました。

(資産形成ニーズへの対応)

「well-being（ウェルビーイング）な社会」の実現に貢献するため、お客さまのライフスタイルに応じた金融サービスの提供と窓口販売商品の拡充に取り組みました。また、資産運用の専門

的な知識を持つライフプランアドバイザーと営業店が連携し、新NISA制度を活用したコンサルティングなどを行いました。

なお、お客さまへの提案に際しては、フィデューシャリー・デューティー基本方針に基づき、資産形成・資産運用におけるお客さま本位の業務運営を徹底しています。

●新事業の探索

(やまなし未来インベストメント株式会社の設立)

2023年12月1日に投資助言を主な業務とする「やまなし未来インベストメント株式会社」を設立しました。

同社は、2024年3月1日から営業を開始し、現在は私募投資信託を運用する投資運用業者および当行を対象に投資助言を行っていますが、将来的には公募投資信託を運用する投資運用業者などへと助言対象を拡大する方針であり、政府が掲げる「資産運用立国」の取組みに呼応する形で事業展開していくことを通じて、地域経済の成長とお客さまの資産所得増加に貢献していきたいと考えています。

(地域課題解決に向けた取組み)

これまで、地域の事業者や自治体、大学などと連携し、地域の課題解決に資するさまざまな事業アイデアを検討してきました。そのなかから、山梨県の主要産業の一つである「観光関連産業」の活性化を目指し、「観光価値創造業」への取組みを開始しました。地域の魅力ある人・場所・食・体験などの「観光資源」や「地域産品」を発掘し、新たな観光価値を創造するとともに国内外の観光客に向けて情報発信する実証実験を開始しました。具体的には、豪華客船「飛鳥Ⅱ」の乗船客を対象とした山梨県への日帰りツアーや国内団体（学生）向けの教育旅行の企画、旅行会社との連携によるインバウンド向け観光コンテンツの発信などに取り組みました。

また、地域全体の脱炭素化を支援するための仕組みづくりや、地方公共団体向けの行政施策の推進支援サービスとして「山梨中銀やまなし ふるさと応援プロジェクト」を実施しました。

<“生産性” 倍増戦略>

●事務ゼロへの挑戦

(営業店事務ゼロ化の実現に向けて)

営業店事務ゼロ化を通じた生産性の向上に向けて、シンプル化・集中化・システム化の3つをポイントとして各種施策を展開しました。

シンプル化においては、相続手続きなどの見直しを行い、お客さまの各種手続きにかかる負担軽減を図ったほか、当行内部の合理化、効率化にもつなげました。

集中化においては、営業店事務の軽量化のため、営業店後方で発生する各種事務を本部集中部門に移管しました。これにより、専門性の高い人財が業務を行うことで、これまで以上に事務の品質を向上させることができました。

システム化においては、お客さまの利便性向上および営業店受付事務の効率化を目的に、「セミセルフ端末」の導入や「窓口専用タブレット端末」の機能改善を行いました。

こうした取組みを通じて創出した人財については、戦略的な再配置を実施しました。

●次世代チャネル改革 (デジタルチャネルの強化)

多様化するお客さまのライフスタイルに応えるとともに、さらなる利便性向上を図るため、デジタルチャネルの再構築に取り組みました。2023年4月に開始した新たなスマートフォンアプリ「山梨中銀アプリ」では、普通預金の新規口座開設やNISA口座開設を可能にするなど、多くの銀行取引がアプリ1つで完結できるようになりました。

(リアルチャネルの改革)

営業店を中心としたリアルチャネルにおいては、営業店人員の集中化による質の高いサービスの提供とマーケットに応じた効率的な店舗・ATM網の再構築を目指し、流通センター支店を昭和支店内に、小金井支店および府中支店を国分寺支店内に、自治会館出張所を南支店内に移転しました。

<“サステナ” 追求戦略>

●人的資本経営の実現

(人的資本経営の実践)

さまざまな環境変化や変革に対応していくための企業風土の醸成にあたり、その基盤となる人的資本経営の実現に取り組みました。

特に、持続的な企業価値向上を図るため、自主性・自律性の醸成やキャリア形成支援を目的とした本部専門部署への異動公募（ポストチャレンジ）や本部業務を経験する取組み（社内兼業）、従来の枠組みにとらわれない新しい発想力を持った人財の育成を目的とした「新事業構想プロジェクト研究」などに取り組みました。

(DX人財の育成)

少子高齢化や人口減少といった地域課題を解決するためには、DXによる生産性向上が不可欠であり、その推進人財の育成が急務です。当行では、お客さまおよび当行自身のDX実現に向け、DX推進人財に係る行内認定制度を創設しており、実際に案件に取り組むためのスキルに関する資格である「DXプランナー」に、2024年3月末時点で337名を認定しました。

引き続き、職員一人ひとりの自律的なスキルアップを図るとともに、行内外でのDXの取組みをさらに加速していきます。

●ガバナンスの高度化

(静岡・山梨アライアンスの取組み)

2020年10月にスタートした「静岡・山梨アライアンス」は、業務上のノウハウや経営リソースを相互に活用することにより、両行のお客さまや地域社会の持続的な成長の実現に取り組んでいます。法人ファイナンス分野での協働や静銀ティーエム証券との銀証連携、地域のお客さま向け商談会の共同開催など、さまざまな施策を実施しました。また、本年2月には、アライアンス締結3周年を機とした職員の交流イベントを開催し、両県の関係人口増加や地域課題の解決に向けた取組みを行いました。提携効果については、2024年3月末時点で、両行合算・5年換算ベースで約109億円が発現しており、当初掲げた目標の100億円を120億円に上方修正しました。

【アライアンスで目指す姿】

「いかなる経営環境にあっても、地域とともに持続的な成長を実現できるビジネスモデルを構築する」



(政策保有株式の縮減)

効率的な資本の活用・株式保有リスクの抑制などの観点から、政策保有株式については順次縮減を進めています。取引先企業と十分な対話を継続しつつ本取組みを加速させるため、2025年3月末までに2022年3月末（中期経営計画「TRANS³ 2025」のスタート時点）比で上場政策保有株式を時価ベースで100億円程度縮減（時価変動を除く）する目標を設定しています。

2024年3月末時点では、100億円の縮減目標に対して、縮減額は65億円となりました。

なお、政策保有株式の売却により生じた資金については、中長期的な企業価値向上に向け、成長投資や株主還元などにバランス良く充当していく方針です。

(ステークホルダーとの対話)

株主の皆さまと長期安定的な信頼関係を構築することの重要性を踏まえ、当事業年度においても積極的に対話を実施しました。

対話を通じて認識した課題については、行内でしっかり共有し順次改善に取り組むことで、持続的な企業価値向上につなげています。

また、資本コストの引下げに向け、これまで以上に成長戦略や非財務情報・リスク情報など丁寧なIR発信にも取り組みました。

(サステナビリティ経営)

持続的な地域社会の発展と企業価値の向上を実現するため、サステナビリティ経営に取り組みました。

【豊かな自然環境の維持と将来への継承】

「脱炭素化」に向けて、電気自動車の導入、再生可能エネルギー電気の活用や、やまなし県有林オフセット・クレジット（J-VER）の利用など、CO₂排出量の削減に取り組みました。

2023年4月には、CO₂排出量削減に向けた取組みを加速させるべく、CO₂排出量の削減目標を引き上げました。

CO₂排出量削減目標の引上げ



項目	従前の目標	引上げ後の目標
中期目標（2024年度）	2013年度比46%削減	2013年度比70%以上削減
長期目標（2030年度）	2013年度比60%削減	カーボンニュートラル（※）

（※）温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的にゼロにすること

【さまざまな連携強化と地域経済の活力向上】

若年層との接点拡大による新たな事業領域の創造や、地域のブランディングと情報発信の強化を目的として、2023年9月に株式会社W TOKYOと「地方創生の推進に関する連携協定」を締結しました。

また、2023年10月に山梨県が開催しました「TGC FES YAMANASHI 2023」では、若年層に向けての県産品PRなどに協力しました。



©W TOKYO 連携協定締結共同記者発表

このような取組みの結果、当年度は次のような成果を収めることができました。

(損益)

貸出金および役務取引等利益の増加などにより、「顧客向けサービス業務利益（※）」は前期比27億63百万円増加し39億11百万円と大幅に改善しました。経常利益は前期比3億3百万円増加し70億67百万円、当期純利益は前期比10億79百万円増加し56億11百万円となりました。

また、連結の経常利益は前期比79百万円減少し76億41百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比5億96百万円増加し56億58百万円となりました。

（※）顧客向けサービス業務利益＝貸出金平残×預貸金利回り差＋役務取引等利益－営業経費

(預金等)

預金は、個人・法人預金の増加により、期中に783億円増加し、期末残高は3兆5,803億円となりました。また、譲渡性預金を含めた総預金は期中に855億円増加し、期末残高は3兆6,417億円となりました。国債および投資信託の窓口販売残高の合計は期中に155億円増加し、期末残高は1,721億円となりました。

(貸出金)

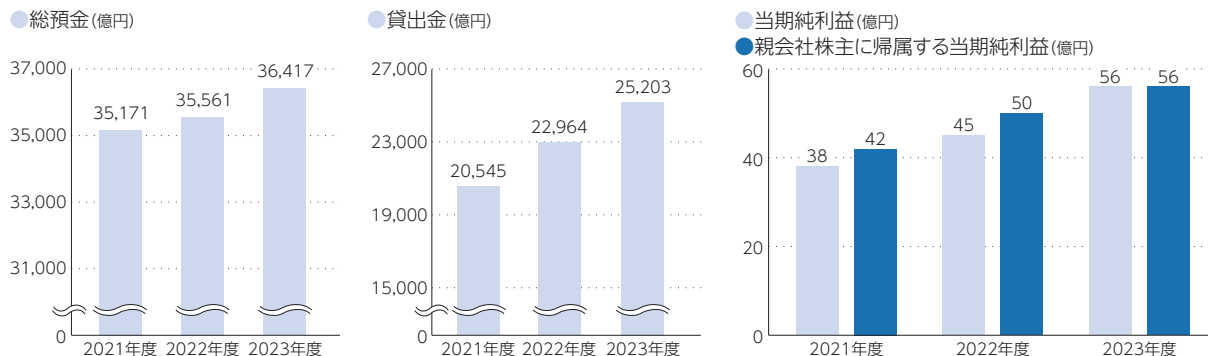
中小企業向け貸出や個人ローンの増加などにより、期中に2,238億円増加し、期末残高は2兆5,203億円となりました。

(有価証券)

地方債や外国債券の減少などにより、期中に738億円減少し、期末残高は1兆190億円となりました。

(資本政策)

株主還元に関する基本方針に基づき、当事業年度の中間配当は1株当たり25円としました。期末配当につきましては1株当たり31円とする予定です。これにより、当期の年間配当は、昨年度から11円増配し、1株当たり56円、連結の配当性向は30.14%となる予定です。



④ 当行が対処すべき課題

コロナ禍の混乱から経済・社会は徐々に回復していますが、産業界においては、ウクライナ、中東地域をめぐる情勢の悪化を背景としたエネルギー高や原材料高に対する懸念など、景気の先行き不透明感が高まっています。一方、金融界においては、異業種からの参入、少子高齢化と人口減少に伴う顧客基盤の縮小など、厳しい経営環境にあるなかでも、日本銀行のマイナス金利政策解除に伴う収益機会の拡大が期待されています。

山梨県においては、中部横断自動車道の山梨・静岡間全線開通に加え、リニア中央新幹線の建設など、経済発展を後押しする交通インフラの整備・拡充が進んでいます。

また、工場や物流施設の新設、大型商業施設の出店計画など、地域経済にプラスとなるプロジェクトが進行しています。

こうした経営環境のなかで、当行が対処すべき課題は、地域社会やお客さまの持続的な発展への貢献と、当行自身の持続的な企業価値向上です。

これらの課題を解決するため、最終年度となる中期経営計画「TRANS³2025」においては、3年間の集大成として、「“事業体積” 増加戦略」、「“生産性” 倍増戦略」、「“サステナ” 追求戦略」の3つの基本戦略と、これらを実現するための「AX（アライアンス）」、「DX（デジタル）」、「SX（サステナビリティ）」の3つの変革ドライバーを機能させ、長期ビジョン「Value Creation Bank」の実現に注力していきます。

＜地域社会やお客さまへの取り組み＞

地域社会やお客さまの持続的な発展に向け、資金面での支援にとどまらない深度あるコンサルティングの実施により、お客さまをなお一層強力にバックアップしていきます。加えて、当行自身のDXやサステナビリティへの取り組みを通じて得られた技術やノウハウをお客さまへ提供し、地域全体の発展を支援していきます。

また、地域の事業者や自治体、大学などと連携し、地域課題の解決に資する新たな事業領域を模索するなかで、持続可能なビジネスモデルの構築に取り組んでいきます。

＜企業価値向上への取組み＞

資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、「健全性の確保」「収益性の向上」「資本政策の充実」をバランス良く進めていきます。

健全性の確保に向けた施策としては、内部留保の充実により地域への安定的な資金供給や成長投資に機動的に対応できる財務基盤を堅持していきます。

収益性の向上に向けた施策としては、中期経営計画に掲げた基本戦略を着実に遂行し、貸出金の増加やコンサルティング分野における非金利収入の拡大によるトップライン増強および営業店・本部の事務ゼロ化に向けた取組みによる生産性向上などにより、持続可能な収益構造を確立していきます。

株主還元を含む資本政策につきましては、より一層の充実を目指すとともに、ROE・PBRなどの改善に取り組んでいきます。

＜サステナビリティへの取組み＞

脱炭素社会の実現に向け、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った開示項目の充実を図るとともに、気候変動の緩和に資する商品・サービスなどの提供を通じたお客さま向け支援や当行グループのCO₂排出量削減へ積極的に取り組んでいきます。

併せて、人的資本経営の実践に向けて、当行グループで働く職員が高いモチベーションを持ち、多様なキャリア形成や働き方を実現できる職場環境を整えていきます。

当行グループは、「山梨から豊かな未来をきりひらく」をパーパスとして掲げ、ステークホルダーの皆さまのご期待に一層お応えできるよう、さまざまな環境変化に的確に対応していきます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,875
---------	-------

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,015
リース資産	697

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な設備の処分・除却はありません。

(3) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
山梨中央保証株式会社	山梨県甲府市 武田二丁目9番4号	信用保証業務等	20百万円	100.00%	—
山梨中銀リース株式会社	山梨県甲府市 武田二丁目9番4号	リース業務等	20百万円	100.00%	—
山梨中銀ディーシー カード株式会社	山梨県甲府市 武田二丁目9番4号	クレジットカード業務等	20百万円	49.00%	—
山梨中銀経営コンサル ティング株式会社	山梨県甲府市 丸の内一丁目20番8号	総合コンサルティング業 務、ベンチャーキャピ タル業務等	100百万円	45.00%	—
やまなし未来インベ ストメント株式会社	山梨県甲府市 丸の内一丁目20番8号	投資助言業務等	50百万円	100.00%	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 上記5社は、連結子会社及び子法人等であります。
3. やまなし未来インベストメント株式会社は、2023年12月1日に設立しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同A T Mによる現金自動引出し及び現金自動入金のサービスを行っております。
6. 株式会社ビューカードとの提携により、駅構内等に設置された現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、ショッピングセンター等の店舗内に設置されたイオン銀行の現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社静岡銀行との間で、「包括業務提携契約」（静岡・山梨アライアンス）を締結しております。

(4) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
関 光 良	代 表 取 締 役 会 長	—	—
古 屋 賀 章	代 表 取 締 役 頭 取 担 当	—	—
山 寺 雅 彦	代 表 取 締 役 専 務 人 財 ・ 経 営 管 理 担 当	—	—
田 中 教 彦	常 務 取 締 役 経 営 企 画 ・ 総 務 ・ 市 場 国 際 担 当	—	—
佐 藤 秀 樹	常 務 取 締 役 融 資 審 査 ・ 総 合 事 務 ・ シ ス テ ム 統 括 ・ ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト 担 当	—	—
内 藤 哲 也	常 務 取 締 役 地 区 本 部 ・ 営 業 統 括 ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ 営 業 ・ 東 京 推 進 ・ 地 方 創 生 推 進 担 当	—	—
増 川 道 夫	取 締 役 (社 外 役 員)	—	(注1)
加 野 理 代	取 締 役 (社 外 役 員)	—	(注1)
市 川 美 季	取 締 役 (社 外 役 員)	—	(注1)
小 俣 晃	常 勤 監 査 役	—	—
浅 井 仁 広	常 勤 監 査 役	—	(注2)
堀 内 光 一 郎	監 査 役 (社 外 役 員)	富士急行株式会社 代表取締役社長	—
永 原 義 之	監 査 役 (社 外 役 員)	—	(注1)
水 谷 美 奈 子	監 査 役 (社 外 役 員)	Moore至誠税理士法人 代 表 社 員	(注1、3)

- (注) 1. 取締役 増川道夫氏、加野理代氏及び市川美季氏、監査役 永原義之氏及び水谷美奈子氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役 浅井仁広氏につきましては、経営企画部門にて長年にわたり財務・会計業務に携わる等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 水谷美奈子氏につきましては、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考)

当行は、執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当
小 池 幹 彦	常務執行役員 本店地区本部長兼本店営業部長
米 山 忠 宏	常務執行役員 東京第一地区本部長兼東京支店長
加 藤 耕 一 郎	常務執行役員 東京第二地区本部長
瀧 本 匡 史	常務執行役員 東部地区本部長
齋 藤 亮	常務執行役員 融資審査部長
伊 藤 直 樹	執行役員 監査部長
飯 島 英 紀	執行役員 経営企画部長
代 永 茂 樹	執行役員 システム統括部長
流 石 与 志 寿	執行役員 中部地区本部長
三 枝 宏 之	執行役員 総合事務部長
広 瀬 哲 郎	執行役員 営業統括部長
坂 本 光 司	執行役員 西部地区本部長

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を以下のとおり定めております。

A. 基本方針

取締役の報酬等は、地域社会の繁栄と経済発展に寄与するとともに、健全な経営姿勢を堅持し、経営内容の充実に努める当行役員の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

B. 決定方針の決定方法

決定方針は、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで、取締役会の決議により決定しております。

なお、指名・報酬諮問委員会は、取締役、監査役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当行におけるコーポレート・ガバナンスの充実に図るために設置された取締役会の諮問機関であり、役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

現在、その構成員は、独立社外取締役3名、社内取締役2名であり、委員長は独立社外取締役が務めております。

C. 決定方針の内容の概要

a. 報酬等の体系

対象者	金銭報酬		非金銭報酬
	固定報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	基本報酬	役員賞与金	譲渡制限付株式報酬
社外取締役、監査役	基本報酬	—	—

基本報酬、役員賞与金及び譲渡制限付株式報酬は、別途定める内規・規定に基づき、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲において、支給対象者の役位及び職責に応じ、「職員の給与」、「他行等業界水準」、「社会的水準」、「当該事業年度の業績」、「経験」等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで、取締役に対しては取締役会の決議により、監査役に対しては監査役の協議により、各々の報酬額を決定しております。

このうち、譲渡制限付株式報酬は非金銭報酬であり、当行の取締役（社外取締役を除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とし、株式の交付日から取締役を退任する日までの期間を譲渡制限期間とする内容となっております。

取締役（社外取締役を除く）の固定報酬（基本報酬）、業績連動報酬（役員賞与金）及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の支給割合（目標を達成した場合）は、次のとおりです。

固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬 ＝ 73.7：13.5：12.8

b. 業績連動報酬の内容

取締役（社外取締役を除く）に対する役員賞与金は、業績向上への貢献意欲を高めることを目的として、各事業年度の最終利益にコミットする観点から、「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた報酬枠の範囲内で支給額を決定いたします。目標となる業績指標とその値等は、中期経営計画の策定等にあわせ、都度見直しを行う予定であります。

なお、当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績は56億円となりました。

2024年6月に支給予定の役員賞与金の報酬枠

親会社株主に帰属する当期純利益	報酬枠
～10億円以下	一百万円
10億円超～20億円以下	15百万円
20億円超～35億円以下	22.5百万円
35億円超～60億円以下	30百万円
60億円超～75億円以下	37.5百万円
75億円超	40百万円

D. 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について上記基本方針との整合性を含めた多角的な検討を行っております。取締役会は、基本的に指名・報酬諮問委員会の答申を尊重し、上記基本方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

基本報酬、役員賞与金は、2011年6月29日開催の第108期定時株主総会で決議されており、取締役の報酬額の総額を年額300百万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数13名）、監査役の報酬額の総額を年額70百万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数5名）としております。また、「非金銭報酬」である譲渡制限付株式報酬は、2020年6月24日開催の第117期定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額70百万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数9名）、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の総数の上限を150千株としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役	11人	233	181	24	28
監査役	5人	61	61	—	—
計	16人	295	243	24	28

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2023年6月27日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 「非金銭報酬」は譲渡制限付株式報酬であります。(支給人数 6名)

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
堀 内 光 一 郎	富士急行株式会社 代表取締役社長	同社と通常の営業取引があります。
水 谷 美 奈 子	Moore至誠税理士法人 代表社員	同法人との取引はありません。

(注) 増川道夫氏は一般社団法人CRD協会の代表理事会長を兼務しておりましたが、2023年6月16日付で退任し、同日付で非常勤顧問に就任しております。なお、同協会に対し、年会費等を3百万円程度支払っておりますが、当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に定める多額の取引には該当いたしません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取 締 役 会 等 へ の 出 席 状 況	取 締 役 会 等 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況
増 川 道 夫	8年 9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 指名・報酬諮問委員会 5回開催 5回出席	日本銀行の支店長等の経験を通じて培った金融面における高度な専門性及び豊富な知識と実務経験に基づく視点からの監督等を期待しております。取締役会においては、当該視点から金融・企業経営等に関する客観的かつ公正な意見を表明しております。 また、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために設置された取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。審議の充実等に主導的な役割を果たすと共に、豊富で優れた知見を発揮しております。
加 野 理 代	8年 9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 指名・報酬諮問委員会 5回開催 5回出席	弁護士としての専門的知識・豊富な経験を活かした視点からの監督等を期待しております。取締役会においては、当該視点から法務・ガバナンス等に関する客観的かつ公正な意見を表明しております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。活発な審議に参画すると共に、豊富で優れた知見を発揮しております。
市 川 美 季	3年 9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 指名・報酬諮問委員会 5回開催 5回出席	地方行政に関する豊富な経験と山梨県の幹部職員として培われた幅広い知見に基づく視点からの監督等を期待しております。取締役会においては、当該視点から地域貢献・組織の活性化等に関する客観的かつ公正な意見を表明しております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。活発な審議に参画すると共に、豊富で優れた知見を発揮しております。

氏 名	在任期間	取 締 役 会 等 へ の 出 席 状 況	取 締 役 会 等 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況
堀 内 光 一 郎	11年 9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 監査役会 11回開催 9回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において、客観的かつ公正な意見を表明しております。
永 原 義 之	3年 9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 監査役会 11回開催 11回出席	金融業界に携わられた豊富な経験や企業経営に関する幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において、客観的かつ公正な意見を表明しております。
水 谷 美 奈 子	3年 9ヶ月	取締役会 14回開催 13回出席 監査役会 11回開催 10回出席	税理士としての専門的知識・豊富な経験を活かし、取締役会及び監査役会において、客観的かつ公正な意見を表明しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第32条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報 酬 等 の 合 計	6人	36	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

第121期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	695,774	預金	3,580,333
現金	42,066	当座預金	119,197
預け金	653,707	普通預金	2,421,154
コールローン	5,725	貯蓄預金	20,892
買入金銭債権	21,235	通知預金	560
金銭の信託	3,628	定期預金	986,403
有価証券	1,019,018	その他の預金	32,124
国債	141,154	譲渡性預金	61,438
地方債	275,777	債券貸借取引受入担保金	14,513
社債	137,820	借入金	434,396
株式	68,573	外国為替	398
その他の証券	395,692	売渡外国為替	252
貸出金	2,520,360	未払外国為替	146
割引手形	3,614	その他負債	46,775
手形貸付	50,347	未決済為替借	38
証書貸付	2,327,660	未払法人税等	161
当座貸越	138,738	未払費用	856
外国為替	1,559	前受収益	496
外国他店預け	1,556	金融派生商品	840
買入外国為替	2	リース債務	1,123
その他資産	49,864	その他の負債	43,258
前払費用	378	賞与引当金	1,797
未収収益	2,267	役員賞与引当金	24
金融派生商品	426	睡眠預金払戻損失引当金	193
中央清算機関差入証拠金	17,000	偶発損失引当金	158
その他の資産	29,792	繰延税金負債	1,767
有形固定資産	21,323	支払承諾	7,491
建物	7,838	負債の部合計	4,149,288
土地	11,045	(純資産の部)	
リース資産	873	資本金	15,400
建設仮勘定	27	資本剰余金	8,303
その他の有形固定資産	1,539	資本準備金	8,287
無形固定資産	3,666	その他資本剰余金	16
ソフトウェア	2,563	利益剰余金	171,136
リース資産	106	利益準備金	9,405
ソフトウェア仮勘定	733	その他利益剰余金	161,731
その他の無形固定資産	263	固定資産圧縮積立金	204
前払年金費用	12,220	固定資産圧縮特別勘定積立金	8
支払承諾見返	7,491	別途積立金	152,101
貸倒引当金	△9,450	繰越利益剰余金	9,417
資産の部合計	4,352,417	自己株式	△2,897
		株主資本合計	191,943
		その他有価証券評価差額金	11,131
		評価・換算差額等合計	11,131
		新株予約権	54
		純資産の部合計	203,129
		負債及び純資産の部合計	4,352,417

第121期（2023年4月1日から 2024年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		50,850
資金運用収益	31,215	
貸出金利息	21,755	
有価証券利息配当金	8,533	
コールローン利息	132	
預け金利息	638	
その他の受入利息	154	
役務取引等収益	10,634	
受入為替手数料	1,569	
その他の役務収益	9,064	
その他業務収益	2,666	
外国為替売買益	78	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	2,588	
その他経常収益	6,334	
貸倒引当金戻入益	153	
株式等売却益	5,471	
その他の経常収益	709	
経常費用		43,783
資金調達費用	473	
預金利息	277	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息	△50	
債券貸借取引支払利息	203	
借用金利息	0	
その他の支払利息	39	
役務取引等費用	2,921	
支払為替手数料	555	
その他の役務費用	2,366	
その他業務費用	13,555	
国債等債券売却損	8,679	
国債等債券償還損	3,604	
金融派生商品費用	1,270	
営業経費	25,372	
その他経常費用	1,460	
株式等売却損	938	
株式等償却	31	
その他の経常費用	490	
経常利益		7,067
特別利益		54
固定資産処分益	54	
特別損失		122
固定資産処分損	98	
減損損失	23	
税引前当期純利益		6,999
法人税、住民税及び事業税	1,199	
法人税等調整額	188	
法人税等合計		1,387
当期純利益		5,611

第121期末 (2024年 3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	695,774	預金	3,577,666
コールローン及び買入手形	5,725	譲渡性預金	54,938
買入金銭債権	24,605	債券貸借取引受入担保金	14,513
金銭の信託	3,628	借入金	434,692
有価証券	1,018,579	外国為替	398
貸出金	2,513,085	その他負債	51,393
外国為替	1,559	賞与引当金	1,844
その他資産	61,593	役員賞与引当金	39
有形固定資産	21,427	役員退職慰勞引当金	6
建物	7,838	睡眠預金払戻損失引当金	193
土地	11,045	偶発損失引当金	158
建設仮勘定	27	繰延税金負債	4,543
その他の有形固定資産	2,516	支払承諾	7,491
無形固定資産	3,681	負債の部合計	4,147,878
ソフトウェア	2,682	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	733	資本金	15,400
その他の無形固定資産	265	資本剰余金	9,893
退職給付に係る資産	19,943	利益剰余金	177,854
繰延税金資産	253	自己株式	△2,897
支払承諾見返	7,491	株主資本合計	200,251
貸倒引当金	△11,167	その他有価証券評価差額金	11,723
資産の部合計	4,366,180	退職給付に係る調整累計額	5,371
		その他の包括利益累計額合計	17,095
		新株予約権	54
		非支配株主持分	900
		純資産の部合計	218,301
		負債及び純資産の部合計	4,366,180

第121期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		56,525
資金運用収益	31,154	
貸出金利息	21,735	
有価証券利息配当金	8,493	
コールローン利息及び買入手形利息	132	
預け金利息	638	
その他の受入利息	154	
役務取引等収益	11,890	
その他業務収益	7,150	
その他経常収益	6,329	
貸倒引当金戻入益	113	
その他の経常収益	6,216	
経常費用		48,883
資金調達費用	439	
預金利息	277	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△50	
債券貸借取引支払利息	203	
借入金利息	5	
その他の支払利息	△0	
役務取引等費用	2,597	
その他業務費用	17,508	
営業経費	26,838	
その他経常費用	1,499	
経常利益		7,641
特別利益		54
固定資産処分益	54	
特別損失		122
固定資産処分損	98	
減損損失	23	
税金等調整前当期純利益		7,573
法人税、住民税及び事業税	1,830	
法人税等調整額	117	
法人税等合計		1,948
当期純利益		5,625
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△33
親会社株主に帰属する当期純利益		5,658

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

株式会社 山梨中央銀行
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 濱 原 啓 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 畑 中 建 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山梨中央銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

株式会社 山梨中央銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 濱 原 啓 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 畑 中 建 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山梨中央銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から定期的に事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備し、運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

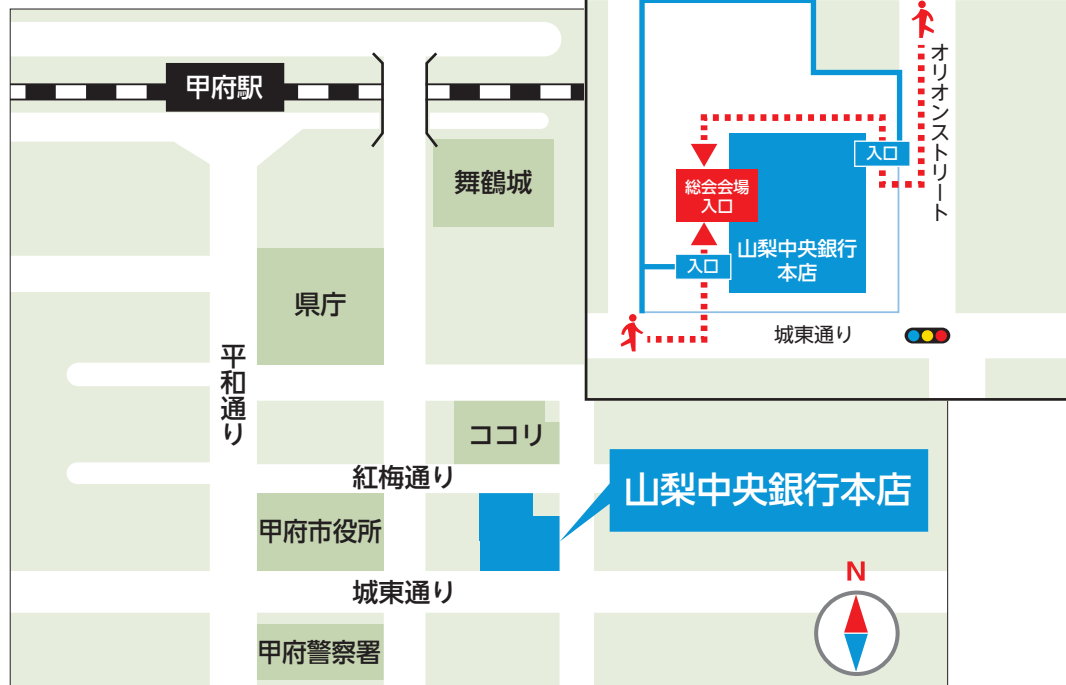
株式会社山梨中央銀行 監査役会

常勤監査役	小 俣 晃	㊤
常勤監査役	浅 井 仁 広	㊤
社外監査役	堀 内 光 一 郎	㊤
社外監査役	永 原 義 之	㊤
社外監査役	水 谷 美 奈 子	㊤

株主総会会場ご案内図

所在地

山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号
ＪＲ甲府駅南口より徒歩約15分



お願い

駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。
株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。